

条 例

埼玉県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収についての埼玉県税条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県税条例第三十二号

(埼玉県税条例の一部改正)

第一条 埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百十八条の二第一項」を「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項」に改める。

第二十一条第五項中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

附則第六条の三中「附則第四条の六第一項」を「附則第四条の八第一項」に改める。

附則第六条の四の次に次の二条を加える。

(令和六年度分の個人の県民税の特別税額控除)

第六条の五 令和六年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和六年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が千八百五十万円以下である所得割の納税義務者(以下この条及び次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第二十四条から第二十五条の二まで、附則第六条及び附則第六条の二第二項並びに法第三十七条の三、法第三十七条の四、法附則第三条の三第二項、法附則第五条の五第一項及び法附則第七条の二第一項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の県民税に係る令和六年度分特別税額控除額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額(以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。)が一万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族(法第三十四条第八項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において「控除対象配偶者等」という。)を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額)を超える場合には一万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額)に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除

して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の金額が一円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り上げた金額）とし、個人の住民税の所得割の額が一万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

一 特別税額控除対象納税義務者の第二十四条から第二十五条の二まで、附則第六条及び附則第六条の二第二項並びに法第三十七条の三、法第三十七条の四、法附則第三条の三第二項、法附則第五条の五第一項及び法附則第七条の二第一項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

二 特別税額控除対象納税義務者の法第三百十四条の三、法第三百十四条の六から法第三百十四条の九まで、法附則第三条の三第五項、法附則第五条第三項、法附則第五条の四の二第五項、法附則第五条の五第二項及び法附則第七条の二第四項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

（令和七年度分の個人の県民税の特別税額控除）

第六条の六 令和七年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和七年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及び法第三十四条第八項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の第二十四条から第二十五条の二まで、附則第六条及び附則第六条の二第二項並びに法第三十七条の三、法第三十七条の四、法附則第三条の三第二項、法附則第五条の五第一項及び法附則第七条の二第一項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の県民税に係る令和七年度分特別税額控除額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が一万円を超える場合には一万円に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の金額が一円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り上げた金額）とし、個人の住民税の所得割の額が一万円を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

一 特別税額控除対象納税義務者の第二十四条から第二十五条の二まで、附則第六条及び附則第六条の二第二項並びに法第三十七条の三、法第三十七条の四、法附則第三条の三第二項、法附則第五条の五第一項及び法附則第七条の二第一項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

二 特別税額控除対象納税義務者の法第三百十四条の三、法第三百十四条の六から法第三百十四条の九まで、法附則第三条の三第五項、法附則第五条第三項、法附則第五条の四の二第五項、法附則第五条の五第二項及び法附則第七条の二第四項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

附則第十一条の二中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第十二条第一項、第十四条第一項及び第三項並びに第二十一条第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第二十五条及び第二十五条の二第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

（合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収についての埼玉県税条例の臨時特例に関する条例の一部改正）

第二条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収についての埼玉県税条例の臨時特例に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「証紙徴収」を「普通徴収」に改め、同条に次の三項を加える。

2 自動車税の種別割を普通徴収の方法によつて徴収する場合には、別記第一号様式の納税通知書をその納期限前十日までに納税者に交付するものとする。

3 新規登録の申請があつた合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関係の所有に係る自動車について地方税法第一百七十七条の十第一項の規定により課する自動車税の種別割の徴収については、賦課期日後翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

4 知事は、前項の規定による自動車税の種別割を徴収しようとする場合には、納税者が新規登録の申請をしたときに、当該自動車税の種別割の額に相当する現金の納付を受けた後、埼玉県税条例第五十五条の十四の規定による申告書に別記第二号様式の納税済印を押すことによつて証紙に代えるものとする。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

別記第一号様式（第二条関係）

| | | | | | |
|---------------|-------|-----------------|----|-------------------|-------|
| 埼玉県 領収済通知書 | | 年度 自動車税（種別割） | | 合計金額 円 | |
| 収納機関 番号 | | | | | |
| 税目コード | 登録番号 | 課税相当地年度 | | 調定 事由 | |
| 県税コード | 県税事務所 | 自動車税 | 年度 | 納期限 | 年 月 日 |
| 税 額 | 円 | 延 滞 金 | 円 | 領 収 日 付 印 | |
| 納 税 者 | | | | | |

| | | | |
|------------------------|-------|-----------------------|--|
| 埼玉県 納付書 (払込金受領証) | | 自動車税（種別割）(原符) | |
| 登録番号 | | | |
| 課税相当地年度 | | 調定 事由 | |
| 税 額 | 円 | | |
| 延 滞 金 | 円 | | |
| 合計金額 | 円 | | |
| 納 期 限 | 年 月 日 | | |
| 延滞金特例期間 の末日 | 年 月 日 | | |
| 納税者 | | | |
| 年度 | | 領 収 日 付 印 | |
| 税目 | | | |
| 県税 | | | |

| | | | |
|----------------------------|------|---------|------|
| 年度 埼玉県 自動車税（種別割）納税通知書兼領収証書 | | | |
| 登録番号（車のナンバー） | 課税年度 | 課税相当地年度 | 調定事由 |
| | | | |
| 納 期 限 | | | |
| 年 月 日 | | | |
| 税 額 (税 率) | | | |
| 円 | | | |
| 延 滞 金 | | | |
| 円 | | | |
| 合 計 金 額 | | | |
| 円 | | | |
| 上記のとおり領収しました。 | | | |
| 領 収 日 付 印 | | | |
| (納税者保管) | | | |

切り取らないでお出しください。

切り取らないでお出しください。

右のとおり納付してください。

年 月 日
埼玉県自動車税事務所長 回

備考 裏面には、納付方法、賦課の根拠となつた法律及び条例の規定、納期限までに税金を納付しなかつた場合においてとられるべき措置、賦課に不服がある場合における救済の方法並びに取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記載し、交付すること。

別記第二号様式（第二条関係）



直径30ミリメートル

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の埼玉県税条例の規定中不動産取得税に関する部分
は、この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後の不動
産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取
得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。